

先月、ある方とイタリア料理屋さんでお食事する機会がありました。「お酒飲みます?」「ビールは?」そこは前にも訪れたことのあるお店でパスタにはワインが合うのでは、と考え、「いいえ、ワインにしましょう」と敢えて申し上げました。

果たして食後、お店玄関の看板には「ベルギービール ●●円 飲み放題」とありました。その方は食い入るようにそれを見つめ、私も勿体ないことをしたなあ〜、と思いました。「次は必ずビールにしましょうね」と申し添えて(笑)。



## 行政書士のレーゾンデートルを考える

### ～行政書士制度広報月間

東京都行政書士会は、10月1日(金)から11月15日(月)までを「行政書士制度広報月間」と銘打って、行政書士業務への認識と行政書士への信頼を高めることを目的とするPRに努めることになっています。

東京会の活動、支部活動様々に展開するものと思われませんが、一介の行政書士として私個人にできることはないか? いつもそれを意識します。

度々執筆してきたように、行政書士・司法書士・弁護士の区別がつかず、その職域もなかなか知って頂いていないというのが現状です。日常の法務相談を受ける際、それらの区別の説明から入ることも少なくありません。厳しい言い方ですが、区別がつかないのは行政書士会全体、また行政書士1人1人の啓蒙活動が足りないからに他なりません。それは私自身についても当然当てはまります。しかし努力して少しずつ浸透させていくことはできます。

行政書士のキャッチフレーズとして「街の法律家」という表現がありますが、私も好んで使います。ご近所から「代書屋の兄さん」と陰で言われていることも認識していますし、構わないと思っています(笑)。行政書士ほど広範囲に渡って人々の暮らしや事業のお助けができ、個人にも法人にも対応できる資格はありませんでしょう。弁護士まで行かずとも(=裁判・紛争を起こさずとも)その一歩手前で解決を図れる、予防法務の専門家としてますます身近な存在であるはずなのです。

本月間中の私自身の重要行事として、10月3日の相続の初講義、同月16日には地元議員さんの無料相談会の立会い(5度目)などが控えています。そういう場こそ行政書士のレーゾンデートル(存在理由)を示すまたとない好機です。

相続講義では、行政書士は自筆証書・公正証書両遺言の作成指導、遺産分割協議書の作成、相続人確定調査、相続財産目録の作成など様々に取り組めることを必ず説明します。また無料相談会は地域の輪を広げる場であり、行政書士とは何たるか、何ができるかを周知できますでしょう。

本月間は、行政書士富田賢にとっても行政書士制度広報月間であるという自覚をもって、実務研鑽に励みたいと存じます。

# 漢字の面白さを知る

## ～前月号「相続で知っておくとちょっと便利な話（9）」より

内容そのものに間違いはありませんでしたが、誤植がございました。

「(前略)、精神的に極近い位地の人物に証人を依頼することは慣れ合いの感を否めません」の文章で、「位置」とすべきを「位地」と印刷してしまいました。

これはある行政書士の先生からご指摘を受け、「富田さんは本当は“地位”としたかったのに、逆さまの“位地”としてしまったのではないか？」と言われました。私は日本語の漢字とは面白いな、と思いました。

当コラムにおいて公正証書遺言の証人には、同居家族や親しい友人といった一般人よりも、相続業務に精通した専門士業者が適している、という結論になっています。私は最近、公正証書遺言の作成相談に乗りましたが、現実には1人の証人は私が就任し、今1人の証人には当該行政書士の先生にお願いすることで、お客様からも承諾を得ています。

一般人の“地位”としては士業者のような守秘義務が課せられていないから、“地位”が正しい表記だろう、と指摘されたのでした。対して私は、「(遺言者と)精神的に極近い“位置”」=ポジション、という意味合いで表記しました。

広辞苑によると「位地」は「地位」と全く同義です。他にも「剰余」と「余剰」、「該当」と「当該」など。余談ながら私は学生時代から国語が大好きです！

## 相続で知っておくとちょっと便利な話（10）

公正証書遺言を作成する時に必要なもの、手順が気になる方もおられるでしょう。行政書士に作成相談して頂ければ必要なものを揃えられるようご指示できますし、公証役場とのやり取りも代行できます。

不動産登記簿謄本、固定資産評価証明、銀行口座預金通帳コピー、遺言者の印鑑証明書、遺言者・受遺者の戸籍謄本、証人リスト（住所・氏名・職業を明記）といったところですが、ほとんど行政書士が委任状等で揃えられますね。

公証役場によっては、遺言作成日（本番）前に一度打合せをしてもらえます。その場で公証人先生からヒアリングがあり、遺言事項や付言事項（例／葬儀・法要方法の指定など）について決定していきます。

原案を役場で作成してもらい問題なければ、本番当日を迎えます。この時は遺言者は実印を、証人は認印を持参します。証人が立会いの上、遺言の趣旨の口述がなされます。公証人が筆記し、遺言者と証人に読み聞かせて、遺言者と証人が自書・押印します。最後に公証人が署名・押印して完了、所要時間は長くて30分程度です。

公正証書遺言は手続きが煩雑で、公証役場に行くのも億劫と思われがちですが、自筆証書遺言よりもメリットが大変大きいのです。証明力・保管力が強いですし、家庭裁判所の検認申請を省略できて相続もスムーズに行きます。公証役場の手数料は少し複雑な仕組みですので、次号でご説明します。

## 弁理士先生につなげる（商標登録）

7月上旬、地元のお客様からお問合せを頂きました。

「富田さんは商標登録ができるかい？」

私は直ちに調べ、弁理士の独占業務であること、また行政書士ができる職域、商標登録の手続全般に関することをレジュメにまとめ上げました。それを出張相談でお客様に一通り説明しました。

そもそも商標登録ってご存じでしょうか？ 商標権を取得することにより、他人の商標権を気にすることなく、お客様ご自身の商標を使用し続けることが可能となります。また他人による同じような商標の使用を排除し、場合によっては侵害行為の差止めや損害賠償などを請求できるようになります。形のあるものに限らず自社製品のネーミング、商品名・サービス名なども申請できます。登録不要の著作権では弱いですが、特許庁申請の商標権登録で強く保護されるのは強みです。

行政書士としてできる職域は、特許料・割増特許料・登録料又は割増登録料の納付、特許料又は登録料を納付すべき期間の延長の請求、特許料又は登録料の軽減、免除又はその納付の猶予の申請等・・・といった大元の業務から外れた軽微なものばかりです。しかも現在の商標登録申請の95%が電子申請によります。

「商標登録に精通している、しかも電子申請環境が整っている弁理士先生に依頼されるのがいいですね」

とお勧めし、「では紹介を頼む」と言われました。と言っても直接に面識のある弁理士先生は残念ながらいません。

頼れるのは相続などで日頃ご指導頂き、提携している新宿区の弁護士先生のみ（私が行政書士になる前から知っていた方）。打診したところ、当該弁護士先生自体もできなくはないようですし、商標登録・著作権など文系知財も興味はあるが、多忙で手が回らないと言われ、「餅は餅屋」の言葉どおり専門の弁理士先生を探して頂くこととなりました。ところが弁護士先生もまた、登記で日常的にお世話になっている司法書士先生を介して弁理士先生を紹介してもらおうという次第で、何段階かに渡った士業ネットワークを辿ることになりました（笑）。

そうこうして港区の弁理士先生のお名前をお聞きし、「あとは富田先生が弁理士先生とお客様の間に入って、うまく取次ぎするように」と弁護士先生からご指示され、ともかく電話をかけました。幸いにも物腰の柔らかい弁理士先生で、「お客様の都合もあるので、いつでも連絡を下さい」と温かく言われました。

おおよその報酬額等をお聞きしお客様に伝え、「それについては納得したが、商標物が完成するまで待つて欲しい」と言われ、果たして9月に達してしまいました。実はその間ヤキモキしましたが、先日確認の電話をすると「ようやく完成したので弁理士事務所に行きたい」と嬉しいお返事となりました。

今回は私自身の直接業務でないのであまりお金にはなりませんでしたが、責任を持って他士業の先生に業務を回すという、またとない経験ができました。

弁理士事務所にはもちろん私も同行致しました。一言でいうならば「商標登録は奥が深い」です！ 後号以降で説明できたらと願います。

# 10月3日（日）初の相続講義を間近に控えて

講座名	川口市民大学くらしの充実講座(川口市立芝富士公民館) ※全4回、富田講義は第1回
日程	平成22年10月3日(日)10:00~12:00 ※富田講義日程
会場	川口市立芝富士公民館 埼玉県川口市芝富士1-27-1 電話048-265-6211 交通機関はJR蕨駅西口より各種バス利用にて
内容	相続のいろは(制度の基礎知識)
講師	行政書士(元・川口市職員) 富田 賢 ※川口市立栄町公民館、川口市立中央ふれあい館、かわぐちボランティアサポートステーション(現・市民パートナーステーション)など配属

お陰様で話題性があったのか(?)、地区の方々の他、市役所時代のご同僚、契約課時代にお世話になった市内業者さんなどもご参加されると伺っています。

川口市の公共事業であるため川口市民でないと参加できないのが難点であります。いつの日か地元の北区でも講義してみたいものです。今回参加できなかった人には、私の作成した講義レジュメをお分けしたり、講義と同じ内容を後日ご説明することは可能です。興味のある方はぜひご連絡下さい。

9月16日、会場の事前下見で公民館を訪問しました。椅子だけでしたら100人ぐらいは入れる大きなホール。下見の折は館長様、担当職員様自ら案内して下さり、教壇の位置、机の配置、ホワイトボードの位置、ピンマイク、そして当日の進行段取りについて親身になって相談に乗っていただきました。講義レジュメについては全面的に私に任せ、自由に講義するよう言われております。初ステージとしては申し分ない素晴らしい状態です。

講義結果については次号で必ずご報告させていただきます。ともかく頑張ります！！

平成22年10月1日発行（不定期発行）第15号  
 発行 行政書士富田賢事務所 行政書士 富田 賢(とみた まさる)  
 〒115-0045 東京都北区赤羽2-31-3 タグチコーポ101号室  
 JR赤羽駅東口・東京メトロ赤羽岩淵駅1番出口下車ともに徒歩8分  
 電話 03-3901-2153 FAX 03-3901-2164  
 メール info-gtmo@kdr.biglobe.ne.jp  
 URL <http://www7b.biglobe.ne.jp/~gtmo/>  
 ※ヤッファー検索「行政、富田」で上位に出ます。  
 ブログ <http://ameblo.jp/gyousei-tomitamasaru/>  
 ※ヤッファー検索「行政、富田」で上位に出ます。毎日更新！  
 建設・宅建、会社設立、相続、内容証明、各種許認可